

独自報酬基準運用要領（平成21年4月1日基準適用）

- 1 独自報酬の算定に係る届出の提出期限について
 - (1) 独自報酬の算定を開始しようとする事業者は、報酬の算定を開始しようとする月の10日までに関係書類を市長に提出するものとする。
 - (2) 報酬算定の確認に係る要件を満たすことを証する書類の提出については、算定開始後毎月10日までに市長に提出するものとする。

- 2 独自報酬の算定開始（変更の場合を含む）に当たっての提出書類について（上記1の（1）の場合）
 - (1) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬の算定に関する届出書（別記様式第1号）

新たに算定を開始する場合及び既に届け出ている算定内容に変更があった場合（和歌山市独自報酬基準（以下「報酬基準」という。）に定める要件1の算定から要件1と2の算定へ変更する場合等）のみ提出が必要
 - (2) 要件を満たすことを証する書類
 - ア 要件1（1）について
介護福祉士登録証の写し（原本証明必要）
報酬算定に係る者の勤務実績表（勤務形態一覧表等）（報酬算定開始月の前月分）

要件1（2）について
認知症介護実践研修（実践者研修）、基礎課程を修了したことを証する書面の写し（原本証明必要）
報酬算定に係る者の勤務実績表（勤務形態一覧表等）（報酬算定開始月の前月分）
 - イ 要件2（1）について
地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができるような行事等の開催状況がわかる書類（行事等の開催案内チラシ、ポスター等）

要件2（2）について
地域の行事に参加している写真又は地域防火委員、通学児童の見守り等を証する書面の写し
 - ウ 要件3（1）について
報酬算定開始月の前月における報酬算定の対象となる者の一覧（別記様式第2号）（全登録者について記載すること。）

- 3 報酬基準の要件を満たすことを証する書類について（上記1の（2）の場合）

報酬基準の要件を満たすことを証する書類については、毎月、算定対象月における上記2の（2）の アからウまでに掲げる書類を提出するものとする。ただし、報酬基準に定める要件1（1）及び（2）については、報酬算定に係る介護従業者に変更があった場合に限り、上記2の（2）の アに掲げる書類（算定の対象となるすべての介護従業者の書類）を提出するものとし、変更がない場合は、提出する必要はない。

4 小規模多機能型居宅介護に係る基準について

- (1) 報酬基準に定める要件1 (1) 及び(2)の「常勤の介護従業者を3人(5人)以上配置している」とは、算定しようとする月において常勤の介護従業者として通常に勤務している者が3人(5人)以上配置されていることをいう。この場合において「常勤」とは、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいい、当該常勤の介護従業者が同一事業所において管理者等他の職務を兼務する場合であっても、常勤であれば数に加えても差し支えない。

月途中で職に就き、又は退職した介護従業者については、当該月の従事日数を当該月の日数で除して得た数(小数点以下第2位を切り捨て)によるものとする。

- (2) 報酬基準に定める要件1 (2)の「実践者研修」又は「基礎課程」とは、次に掲げるものをいう。

ア 「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき、各都道府県及び指定都市において実施される実践者研修

イ 「認知症介護研修等事業の実施について」(平成17年5月13日老発第0513001号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき実施された実践者研修

ウ 「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知)に基づき実施された基礎課程

5 終了の届出について

独自報酬の算定要件を満たさなくなり算定を終了しようとするときは、速やかに、小規模多機能型居宅介護の独自報酬の算定に関する届出書(別記様式第1号)により算定終了の旨を届け出るものとし、通常の数値を算定するものとする。